

(2) 地域支援事業の推進

高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、たとえ要介護状態となった場合においても、可能な限り自立した日常生活を営むことのできるよう支援することを目的（図1）として、地域支援事業を推進します。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

従来、要支援者等に対して全国一律に提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に加え、地域の実情に応じた新たなサービスを創設、実施することにより効率的・効果的な支援を総合的に提供していく介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

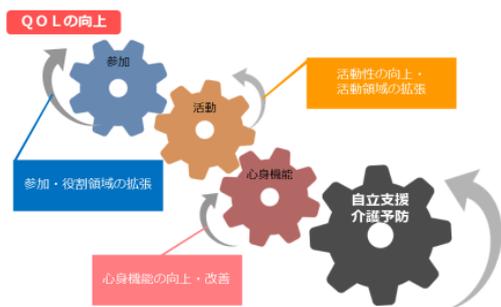
この介護予防・日常生活支援総合事業においては、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体によるサービスの提供が可能となっております。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき提供されていますが、一般介護予防事業については、要支援・要介護認定を受けていない方への提供も可能となっています。

高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、それぞれの事業の特性を十分考慮した上で、効果的に事業を実施していきます。

また、介護予防の市民生活への浸透を図るとともに、既存の社会資源や福祉サービスとの整合性を図りつつ、介護予防に効果的である短期集中訪問サービス（訪問型サービスC）の開始や基準緩和通所型サービス（通所型サービスA）の拡充や訪問型と通所型サービスの一体型の提供の検討、栄養改善を目的とした配食等多様なサービスを充実させていきます。

そのなかでも、特に、地域住民が主体となる通いの場をさらに充実させ、このような通いの場を地域における身近な介護予防の拠点とすることで、住民が介護予防・重度化防止に努め、少しでも多くの住民が支えられる側から支える側にまわる仕組みの構築（図2）を目指します。

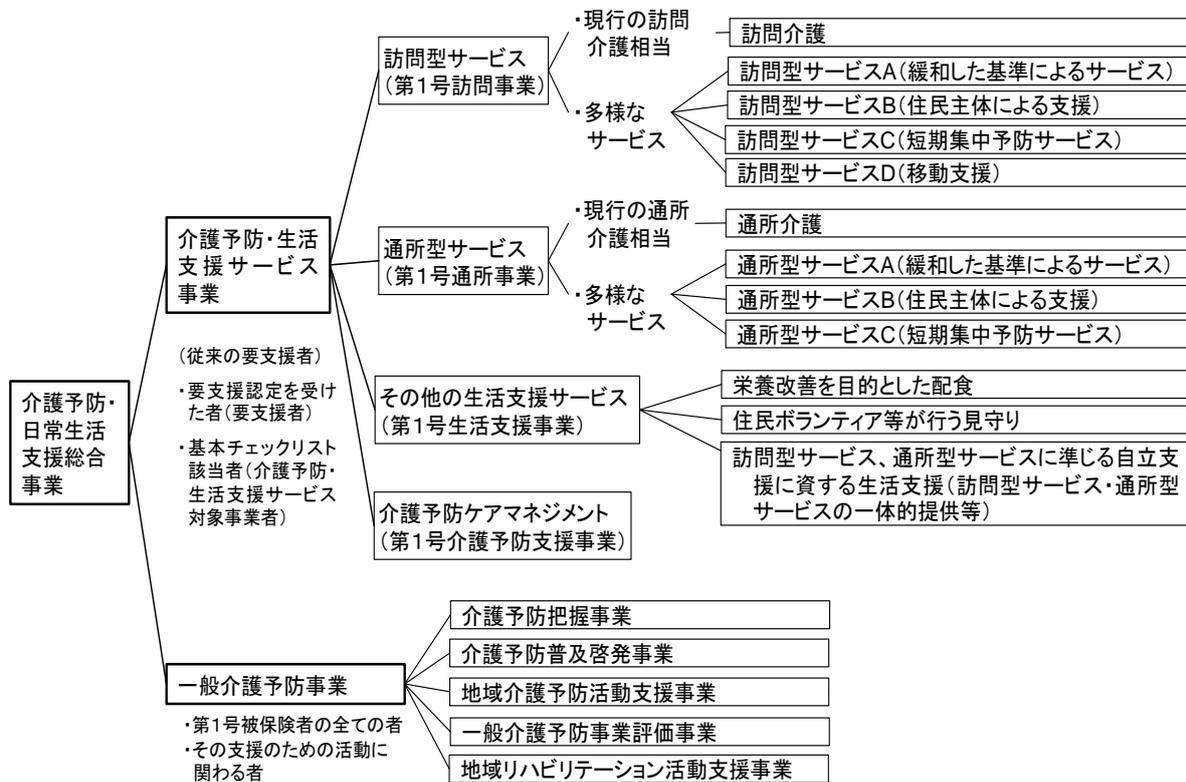


【図1：介護予防・重度化防止イメージ】



【図2：高齢者が支え手に】

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



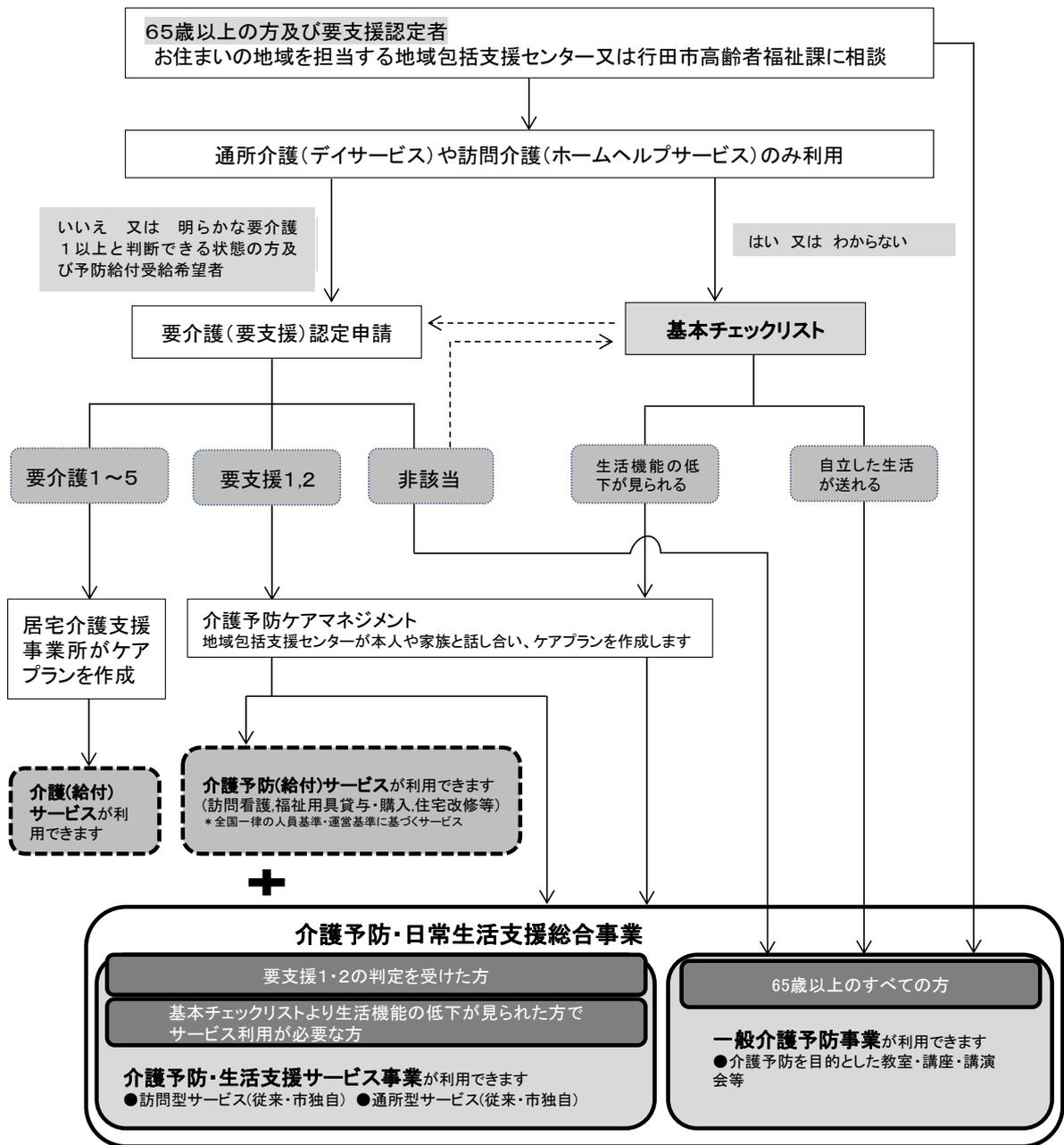
(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、地域包括支援センターによるケアマネジメントに基づき提供します。

介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントの4つのサービス類型があり、次に掲げる方々が対象となります。

- a) 要支援者
- b) 事業対象者（基本チェックリスト該当者）

利用までの流れ



① 訪問型サービス

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、掃除や洗濯などの日常生活上の支援を行うことを目的に、介護予防・生活支援サービスとして平成 28 年度より次に掲げる方策等のうち、a)訪問介護（旧制度における介護予防訪問介護相当）、b)訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の制度を創設し、現在は a) 訪問介護を実施しております。

しかし、b) 訪問型サービスAについては、制度創設したものの実施団体がなく、現状となっております。

今後ますます高齢化が進展する中で、支援体制の拡充が求められることを踏まえると、a)訪問介護よりも人員や運営等の基準が緩和されたサービス事業所を増やし、さらなる生活支援体制の整備に努めていきます。

また、自立支援、重度化防止の観点から、栄養や口腔などの状態改善を図る短期集中サービスも重要であることから、今後は d) 訪問型サービスC（短期集中予防）の制度の創設、実施を推進しつつ、本市の特性に合ったサービスを検討、実施していきます。

a) 訪問介護（旧制度における介護予防訪問介護相当）

事業者を指定して行うサービスで、訪問介護員による身体介護、生活援助

b) 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

事業者を指定または委託して行うサービスで、生活援助等の実施

c) 訪問型サービス B（住民主体による支援）

補助（助成）にて行うサービスで、住民主体の自主活動として行う生活援助等

d) 訪問型サービス C（短期集中予防サービス）

市が直接または委託により行うサービスで、保健師等による居宅での相談指導等

e) 訪問型サービス D（移動支援）

補助（助成）にて行うサービスで、移送前後の生活支援

■ 訪問型サービスの実績及び見込み量

(人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
サービス提供者数	—	154	156	160	164	168

※平成 29 年度欄は平成 29 年 12 月末日現在

② 通所型サービス

平成 28 年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」開始に伴い、以下に示した類型のうち、a) 通所介護、b) 通所型サービス A として「達人の会」、d) 通所型サービス C として「けんこう達人塾」及び「元気あっぷ教室」を実施しております。

なお、c) 通所型サービス B（住民主体による支援）については、現在実施していませんが、一般介護予防における地域介護予防活動支援事業の実施状況を考慮し、課題を整理したうえで、実施の検討を行います。

今後についても、地域の状況や需要等を勘案するとともに、高齢者の通いやすい場所での実施を検討するなど、本市の特性に合ったサービスの実施を目指していきます。

また、介護予防に特に貢献した事業所を評価できる仕組みについて、今後検討していきます。

a) 通所介護（旧制度における介護予防通所介護相当）

事業者を指定して行うサービスで、生活機能向上のための機能訓練

b) 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

事業者を指定または委託して行うサービスで、ミニデイサービス、レクリエーション、運動等の実施

c) 通所型サービス B（住民主体による支援）

補助（助成）にて行うサービスで、住民主体による自主的な通いの場の創設、運動の実施等

d) 通所型サービス C（短期集中予防サービス）

市が直接または委託により行うサービスで、保健師等による生活機能向上に向けた短期集中プログラムの実施

■通所型介護予防事業の実績と通所型サービスの実績及び見込み量

(件)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
提 供 者 数	通所介護（現行の通所介護相当）	—	4,525	4,334	5,100	5,150	5,196
	通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	326	583	373	430	468	473
	通所型サービスC （短期集中予防サービス）	439	253	253	180	180	180

※ 平成 27 年度は、介護予防通所介護、また、又基準緩和（A型）は達人の会（通所型介護予防事業）並びに短期集中型Cはけんこう達人塾（通所型介護予防事業）を計上。

※平成 29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

③ その他の生活支援サービス事業

要支援者等に対する栄養改善を目的とした配食や、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り等のその他の生活支援サービスは、本市では未実施となっています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に伴い、生活支援サービスに対する需要は、潜在・顕在を問わず高まってきていることから、今後、生活支援体制整備事業にて設置されている生活支援コーディネーターと連携し、協議体での協議を踏まえながら、ボランティアや民間事業者など、サービスの提供が可能な社会資源を把握するとともに、NPOやいきいき・元気サポーターなどとも連携しながら、多様な生活支援サービスを提供できる体制の構築を検討していきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービス等を適切に提供できるよう、地域包括支援センターの保健師等が、要支援者等に対し、機能回復や自立支援等に向けたケアマネジメントを行います。

■ 介護予防ケアマネジメントの実績及び見込み量 (件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
介護予防ケアマネジメント実施件数	120	4,669	5,461	5,510	5,574	6,070

※平成 27 年度は、旧介護予防事業における介護予防ケアマネジメントを計上。

※平成 29 年度欄は平成 30 年 1 月末日までの累計

(イ) 一般介護予防事業

人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくり、生きがい・役割をもって生活できる地域を構築し、介護予防を推進することを目的として実施します。

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の5つの事業類型があり、次に掲げる方々が対象となります。

- a) 第1号被保険者（65歳以上の方全て）
- b) その支援のための活動に関わる方

① 介護予防把握事業

平成28年度から、介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護保険の認定を受けていなくても基本チェックリスト及び地域包括支援センターによるアセスメントから事業対象者として該当する方は、介護予防・生活支援サービスが利用できるようになりました。

市高齢者福祉課や地域包括支援センターへの様々な相談の中で、介護予防が必要と思われる方に対し、来所や訪問により基本チェックリストを実施し、生活機能の低下や閉じこもり状態の有無の把握をしています。その結果により、**介護予防・日常生活支援総合事業**や介護予防事業へのお誘いをしています。

今後も、高齢者が要介護状態になることを予防するため、基本チェックリスト及びアセスメントを適正に行い、事業対象者の把握に努めていきます。

■基本チェックリスト実施状況

(人)

	H27年度	平成28年度	H29年度
実施者数	—	95	88

※平成29年度欄は平成30年2月末日現在

② 介護予防普及啓発事業

これまで取り組んできた下記の取組みの充実を図るとともに、高齢者の通いやすい場所での実施を検討するなど、利用者の立場に立った上で、講座内容の見直しを適時・適切に行いながら、介護予防の普及・啓発に努めます。

また、継続的な介護予防を行うために、自主グループ化できる活動については、その支援をしていきます。

さらに、他の部局で実施されている健康づくり関連の事業との類似性、効率性を考慮し、市民にとって利便性の高い事業展開ができるよう調整していきます。

■介護予防普及啓発事業（教室・出前講座）の実施状況

a) 「ながちか（長親）体操」

運動機能等の維持を目的とする体操プログラムとして、平成 24 年度に作成した本市独自の健康長寿体操

	実 績
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・体操プログラムの開発 ・CDの制作 ・ながちか（長親）体操サポーター養成講座実施
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DVDの制作・配布（自治会や各施設等） ・行田ケーブルテレビでの放映 ・ながちか（長親）体操サポーター養成講座実施
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行田ケーブルテレビでの定時放映 ・ながちか（長親）体操サポーター養成講座実施 ・自治会事業等における「ながちか（長親）体操」サポーターの活用
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行田ケーブルテレビでの定時放映 ・ながちか（長親）体操サポーター養成講座実施 ・自治会事業等における「ながちか（長親）体操」サポーターの活用 ・はつらつ教室、楽しく長生き講座にて講習
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行田ケーブルテレビでの定時放映 ・「みんなでラジオ体操&ながちか（長親）体操」イベント実施 ・はつらつ教室、楽しく長生き講座にて講習 ・敬老祝賀式典において実演
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行田ケーブルテレビでの定時放映 ・「みんなでラジオ体操&ながちか（長親）体操」イベント実施 ・はつらつ教室、楽しく長生き講座、その他健康教室等の講座にて講習 ・敬老祝賀式典において実演

b) はつらつ教室

公民館で行われる高齢者学級と共催で、介護予防に資する基本的な運動、栄養、口腔、認知症予防等に関する教室

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施回数 (回)	48	48	48
延べ参加者数 (人)	1,094	1,129	1,090

※平成 29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

c) 楽しく長生き講座

体操・運動・栄養・口腔・認知機能低下予防を「知る」「学ぶ」「体験する」ための出前講座

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施回数 (回)	25	28	20
延べ参加者数 (人)	695	1,293	1,075

※平成 29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

d) いきいき栄養教室

調理実習と講義を交えながら、高齢期の栄養改善について学ぶ教室 (市内公民館等で開催)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施回数 (回)	3	2	1
延べ参加者数 (人)	52	23	20 (予定)

※平成 29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在
(3 月実施予定)

e) アクアフィットネス教室

水中での筋トレやウォーキング、アクアビクスなどを行い、陸上では膝や腰に痛みや不安のある方でも気軽に参加できる教室 (市民プール及び総合福祉会館内プールにて、5 回/コースを年間 3 コース実施)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施回数 (回)	15	15	15
延べ参加者数 (人)	141	186	213

※平成 29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

f) チャレンジ・ザ・ジム！

市内の民間フィットネスクラブと提携し、3か月間で12回フィットネスクラブに通うことで、運動及び外出の習慣が継続できるよう支援する事業

	H27年度	H28年度	H29年度
実施回数(回)	2	2	1
参加者数(実人数)	121	31	9

※平成29年度欄は平成30年2月末日現在(実施中のため、1期分のみ計上)
 ※本事業は、①市内在住の65歳以上の方②医師からの運動制限のない方③介護保険料の滞納のない方④本事業に一度も参加したことのない方、以上の全てを満たした方が対象。

g) エンジョイ！やすらぎ事業

社会福祉協議会への委託事業であり、地域の高齢者が様々なメニューの中から希望する講座を選択し、自ら活動に参加することで、閉じこもり防止や生活機能の維持・向上を図り、介護予防につながるよう支援する事業

		H27年度	H28年度	H29年度
高齢者カラオケ	実施回数(回)	8	8	8
	延べ参加者数(人)	224	216	203
骨盤シェイプアップ	実施回数(回)	8	10	8
	延べ参加者数(人)	112	130	112
高齢者マーじゃん	実施回数(回)	16	15	13
	延べ参加者数(人)	308	288	202
高齢者水泳	実施回数(回)	8	8	8
	延べ参加者数(人)	92	106	108
高齢者脳トレ体操	実施回数(回)	4	9	6
	延べ参加者数(人)	72	147	96
ノルディックウォーキング教室	実施回数(回)	12	-	-
	延べ参加者数(人)	115	-	-

※平成29年度欄は平成30年2月末日現在
 ※ノルディックウォーキング教室は、平成28年度から自主サークルとなった。

③ 地域介護予防活動支援事業

地域において「ながちか(長親)体操」の普及・啓発を行うサポーターの養成に取り組む、フォローアップ研修を実施してきたところですが、既存のサポーター間での更なる情報共有や質の向上を目指し、自主グループを立ち上げ、日々の情報交換やイベントで体操を実施するなどの活動をしています。今後もサポーターの活躍の場の確保及び自立した活動への支援に重点的に取り組めます。

また、身近な地域における介護予防の実践の場として、シニアクラブやいきいきサロンなどの活用を含め、介護予防を目的とした通いの場（徒歩で行くことのできる場）の充実を図ることにより、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手となることができるような仕組みの構築を目指します。

④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証することで、一般介護予防事業の事業評価を行います。

これまで、一般介護予防事業修了者等に対するアンケート調査の実施を通じて、事業効果を検証しながら事業内容の見直しの検討を行う他、サービスを必要とする方に対し適正なサービスの紹介を行ってきました。

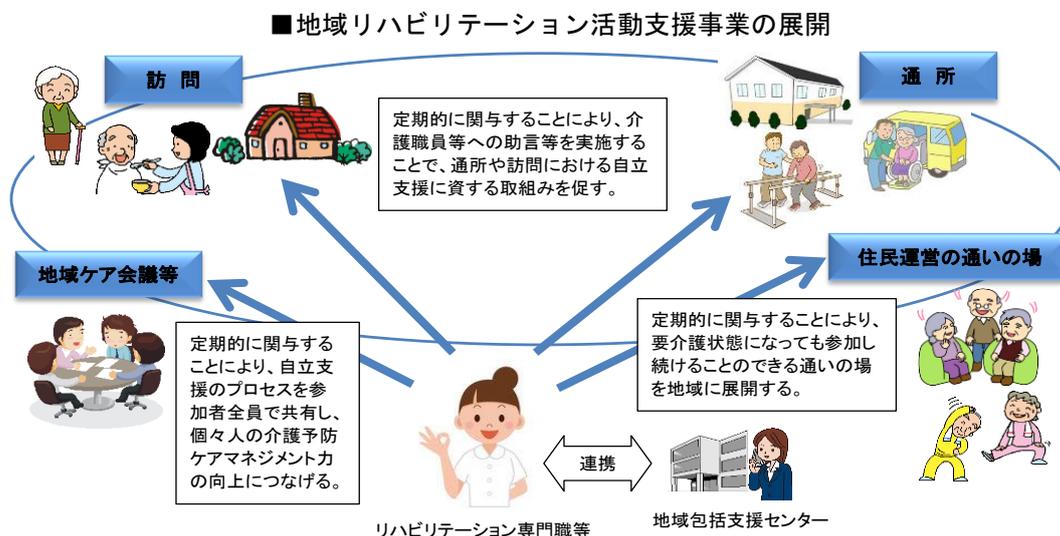
引き続き、同様の評価事業を行うことで、より効率的・効果的な介護予防事業の運営につなげられるよう努めます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを強化するため、介護予防事業等にリハビリテーションに関する専門的知見を有する者が助言等を行い、効果の高い事業を行っていくものです。

市内の病院や介護施設等で活躍しているリハビリテーション専門職等と地域包括支援センターとの連携を図りながら、通所や訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、地域住民の運営する通いの場（徒歩で行くことのできる場）等にリハビリテーション専門職等を派遣することなどを通じて、当該職にある者の関与を促し、介護予防の取組みを総合的に支援していきます。

今後、早期に事業を創設し、より効果の高い介護予防の取組みを実施していきます。



イ 包括的支援事業^{※1}の充実

包括的支援事業は、以下に掲げる5つの事業にて構成され、第6期介護保険事業計画から事業に取り組んできましたが、引き続き、各種構成事業の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築をより一層推進していきます。

包括的支援事業

- (ア) 地域包括支援センターの運営
- (イ) 地域ケア会議
- (ウ) 在宅医療・介護連携事業
- (エ) 認知症総合支援事業(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等)
- (オ) 生活支援体制整備事業(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

※1 被保険者の介護予防等のために必要となる事業や、その提供に関する援助、保健医療の向上等を図るための総合的な支援、虐待防止など権利擁護に関する援助及び地域において自立した日常生活を営めるよう包括的かつ継続的な支援を行う事業

(ア) 地域包括支援センターの運営

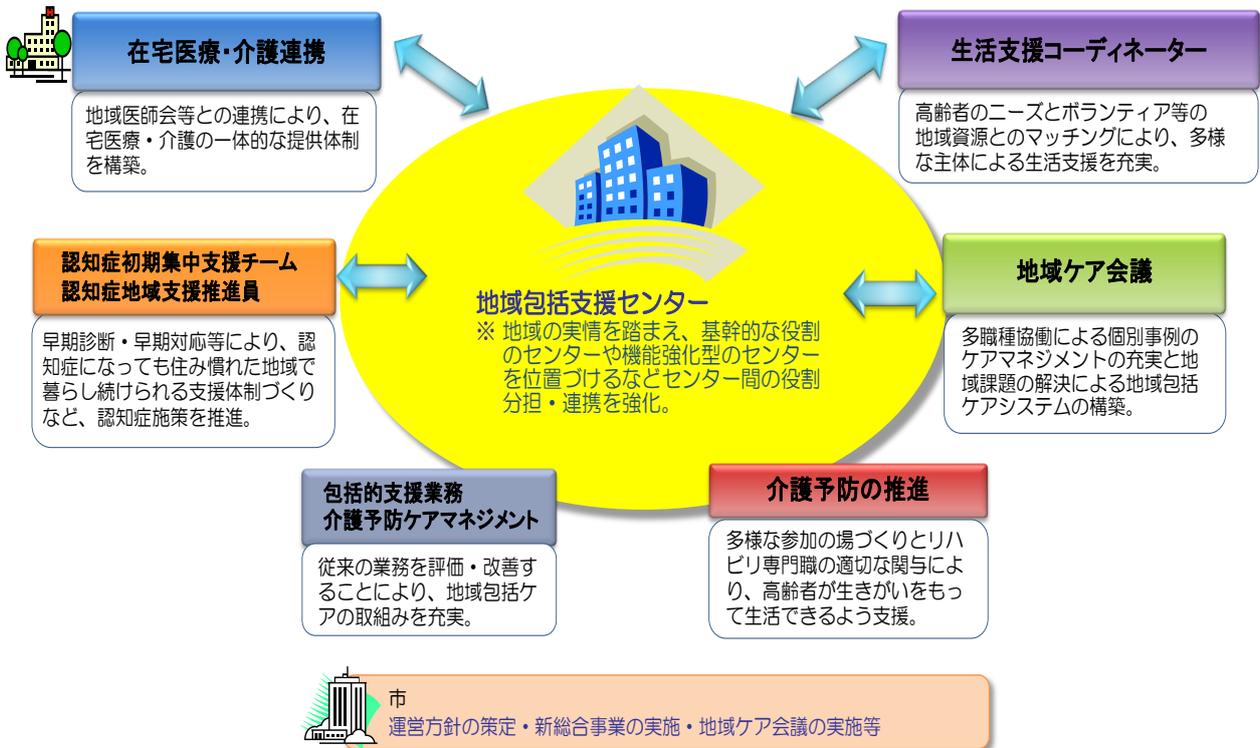
① 地域包括ケアシステム深化・推進への対応

地域包括支援センターは、行政機能の一部を担いつつ、地域住民に一番身近な機関として、条例の規定に基づき設置されたものであり、地域包括ケアシステムの深化・推進における中心的な役割を果たす存在として、その重要性がより増しています。

については、その求められる役割を正しく認識し、包括的支援事業を適正に実施していくため、次に掲げる各種施策の展開により、地域包括支援センターの機能強化を戦略的・複合的に図ります。

- a) 市による明確な運営方針の提示及び市の基幹型機能の保持
- b) 条例基準に合致する地域包括支援センターの設置数の確保及び人員体制の強化
- c) 機能強化型地域包括支援センターの継続的設置及び各センター間の機能分担・連携強化による効率的・効果的な運営の実現
- d) 地域包括支援センターの取組みに関する広報活動や情報公開
- e) 市及び地域包括支援センター運営協議会による継続的な評価や点検機能の強化

■ 地域包括支援センターの機能強化



地域包括支援センターの適正かつ効果的・効率的な運営を確保するために、年2回開催される地域包括支援センター運営協議会において、各地域包括支援センターの活動や運営状況について、引き続き、確認、点検する他、市による3年毎の実地指導及び監査を実施します。

また、地域包括支援センターは自らの活動について評価（自己評価）するとともに、国が策定する全国統一の評価指標をもとに、地域包括支援センターの業務の状況や量の程度を把握し、各地域包括支援センターを比較評価することにより、地域包括支援センターの業務水準を引き上げ、適正な運営を図ります。

② 地域包括支援センター運営の方向性

第6期計画期間中における地域包括支援センターの設置数は4か所としていましたが、本計画期間中の平成32年度までに地域包括支援センター設置数については、高齢化の進展に伴う第1号被保険者の増加を見込み、行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（以下、「包括条例」という。）の規定に基づき、1か所を増設し、5か所体制にしていきます。また、増設分を含めた5か所全てについて、法人への委託により運営していきます。

また、委託先については、包括条例に規定する人員の確保及び地域包括支援センターの安定的な運営が可能であり、包括的支援事業を適正に実施できる法人とします。

なお、地域共生社会の実現に向けた取組みの一環として、対象者を高齢者に限定せず、子ども、障害者などを含めた支援を必要とする全ての住民の生活課題を支援するための体制づくりについての検討を行います。

※ 平成20年度から平成23年度（第3期～第4期計画期間）にかけての4年間は、職員配置が困難となった1か所には委託せず、3か所体制による運営としていました。

その間は、1センター当たりの職員数を増員するとともに、担当地区割を変更するなどして対応してきましたが、高齢化の進展に伴う業務量の増大等を考慮し、平成24年度（第5期計画期間）からは再び新たな委託先を確保することで、4か所体制による運営としています。

※ 包括条例では一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数を定めています。

③ 地域包括支援センター運営協議会の設置・運営

地域包括支援センターの適正、公正かつ中立的な運営を確保するため、学識経験者や医療・福祉関係者等で構成する運営協議会を設置し、センターの業務に係る方針や運営等について審議するとともに、各業務の評価等を行っています。センターの担当圏域や、設置・変更・廃止などに関する決定に当たっても、運営協議会が関与することになります。

なお、地域包括支援センターの評価にあたっては、国が策定する評価指標に用いて適正に行います。

第7期計画期間においても、透明性の高いセンター運営を確保するため、市民に対し、センターの役割や業務内容を分かりやすく伝えるよう、周知活動にも注力していきます。

④ 地域包括支援センター相談協力員との連携

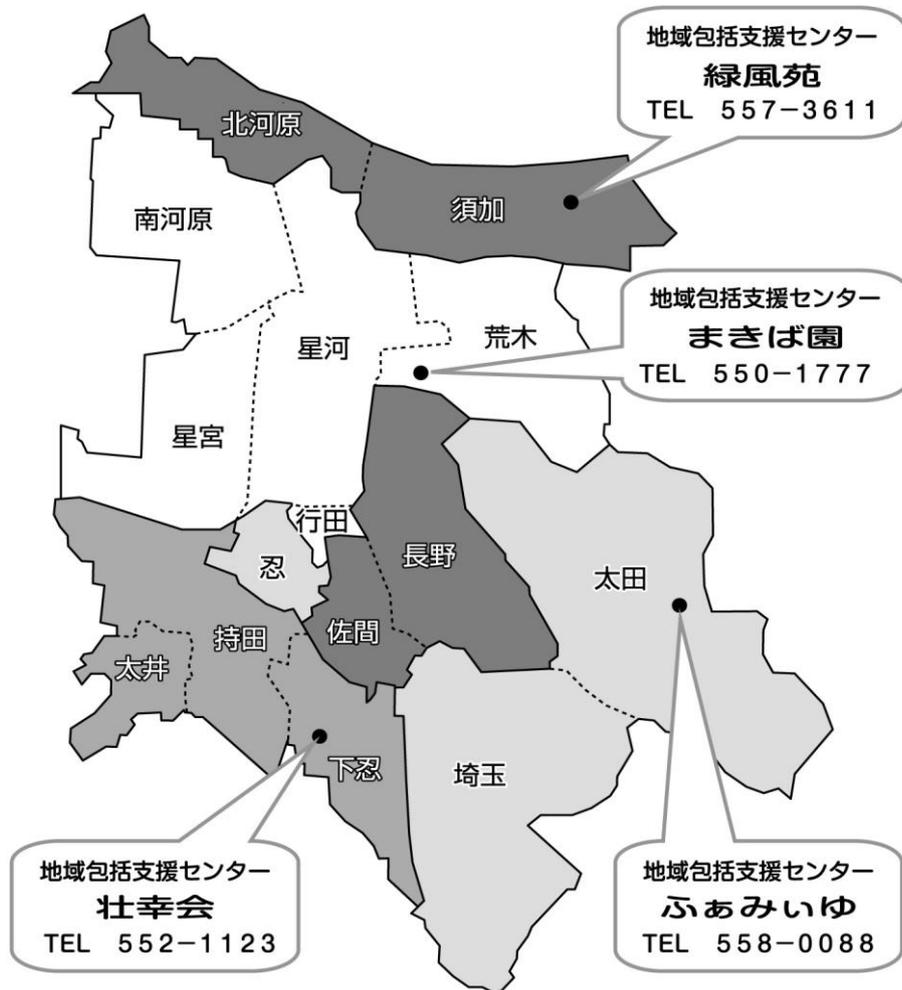
地域包括支援センター相談協力員は、本市独自の取組みとして、地域の高齢者の抱える諸課題を把握し、地域包括支援センターへとつなげる橋渡し役を担っています。

自治会毎に1～2名の方を委嘱するとともに、研修会の実施を通じて、その資質向上を図っています。

地域包括ケアシステムの実現を目指す上で、市民の理解と協力は欠くことのできない重要な要素であり、地域の中で市民が果たす役割は、より大きなものとなっていきます。

相談協力員が地域に根差した活動を展開できるよう、引き続き、地域支援ネットワーク会議（108頁において詳述）の開催等を通じて、連携強化を図っていきます。

⑤ 第6期までの地域包括支援センターの担当圏域



■地域包括支援センターの設置・運営状況（人口は平成30年1月1日現在）

センター名／委託先	所在地	人口（うち第1号被保険者数）	担当地域
地域包括支援センター緑風苑 ／社会福祉法人清幸会	須加 1563	20,656 (6,153)	佐間・長野・須加 北河原
地域包括支援センターまきば園 ／社会福祉法人隼人会	白川戸 275	19,306 (6,090)	行田・星河・荒木 星宮・南河原
地域包括支援センター壮幸会 ／社会医療法人壮幸会	下忍 1162-14	23,825 (6,629)	持田・太井・下忍
地域包括支援センターふぁみいゆ ／社会福祉法人瑞穂会	下須戸 65-1	18,264 (5,661)	忍・埼玉・太田
計		82,435 (23,978)	

※ 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う施設

⑥ 地域包括支援センターケア会議の開催

現 状

各地域包括支援センターの抱える処遇困難事例に対応することや、国や県、市の重要施策の研修等を行うため、市独自の会議として開催しています。

会議では、情報交換や事例検討を定期的に行っているほか、センター職員の資質向上や業務遂行能力の均衡等を図るため、助言や指導等を行っています。

■地域包括支援センターケア会議及び専門部会の開催状況

(回)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
包括ケア会議	10	10	8
専門職による専門部会	32	33	36

※H29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

今後の方向性

地域包括ケアシステムの構築推進と地域包括支援センターの機能をより強化するため、引き続き、地域包括支援センターケア会議を開催し、情報交換や連携を図る場として活用することで、センター職員の資質向上に努めます。

⑦ 総合相談支援業務（地域包括支援センター）

現 状

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや、適切な機関または制度の利用につなげるための支援を行っています。

■総合相談支援業務の実施状況 (件)

	H27年度	H28年度	H29年度
相談件数	5,905	6,504	4,950

※H29年度欄は平成30年1月末日現在

今後の方向性

経済的困窮や精神疾患等による処遇困難事例も増加していることから、高齢者やその家族の様々な課題に慎重に対処していくため、支援を必要とする高齢者の状況を正確に把握し、初期段階での相談対応や継続的・専門的な相談支援を行うことで、引き続き、適切なサービスや機関等へとつなげられるよう努めます。

今後は、高齢者だけでなく、子ども、障害者などを含めた支援を必要とする全ての住民の生活、医療、福祉に関する相談を受け、必要なサービスにつなげる総合相談を目指します。

⑧ 権利擁護業務（地域包括支援センター）

現 状

社会福祉士等が、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待や処遇困難事例、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談への対応や支援等を行っています。

■権利擁護業務の実施状況 (件)

	H27年度	H28年度	H29年度
成年後見制度の活用	6	3	0
高齢者虐待への対応	25	27	27

※H29年度欄は平成30年1月末日現在

今後の方向性

権利擁護に関する関係法律や制度等の活用により、引き続き、権利救済に努めるとともに、より効率的・効果的な支援を行うため、社会福祉協議会やNPOなど関係機関との連携を深めながら、センター職員の能力の向上を促進します。

⑨ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（地域包括支援センター）

現 状

要介護・要支援者の介護支援専門員（通称：ケアマネジャー）や主治医など、地域における介護・医療等に関する多職種が連携・協働することにより、当該高齢者の日常生活を包括的かつ継続的に支援するとともに、ケアマネジャーの抱える処遇困難事例等に対する支援を行っています。

■包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度
相談件数（件）	660	901	591
圏域別サービス担当者会議（回）	308	337	223

※H29年度欄は平成30年1月末日現在

今後の方向性

各医療機関やサービス事業者、地域住民等とのネットワークづくりをさらに推進し、引き続き、支援を必要とする高齢者への切れ目ないサービスの提供へとつなげられるよう努めます。

⑩ 地域支援ネットワーク会議の開催

現 状

支援を必要とする高齢者等の把握を行い、必要な支援へつなげることができるよう、地域の民生委員や地域包括支援センター相談協力員、社会福祉協議会等と連携し、地域包括支援センターの担当圏域毎に、市独自の会議を開催しています。

平成 29 年度からは、生活支援コーディネーターも参加し、地域の生活課題の把握や生活支援に関する資源について、地域毎に把握し、生活支援体制整備事業の協議体としての機能も持たせています。

■地域支援ネットワーク会議の開催状況 (回)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
担当圏域毎の会議	28	40	39

※H29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

今後の方向性

高齢者が地域の中で抱える問題は、地域包括支援センターのみで解決できるものではないことから、ネットワーク会議の開催を通じて、引き続き、関係機関や地域住民との連携を深めながら、高齢者の支援へつなげていきます。

また、関係者間で処遇困難事例の検討を行うなど、あらゆる機会を通じて、連携体制の構築を図ります。

(イ) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、介護保険法第115条の48の規定及び行田市地域ケア会議設置要綱に基づき開催される会議で、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

具体的には、市及び地域包括支援センターが主催し、多職種や住民を交えて個別事例の検討を行いながら、関係者間のネットワークの構築や地域の社会資源の把握や地域課題を共有するとともに、その解決のための政策形成を行っていきます。

地域ケア会議は、市が主催する地域ケア推進会議と地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議を実施しています。

現 状

① 地域ケア推進会議

地域ケア推進会議は、市が主催して平成 29 年度から実施しています。

平成 29 年度に、国、県のモデル事業に指定され、自立支援型地域ケア会議を開催してきました。

自立支援型地域ケア会議は、高齢者本人の自己実現に資する介護予防活動や生活支援、介護サービス等を提供するため、高齢者の生活の質の向上を目指し、多職種（歯科医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等）の助言を得ながら、自立支援、介護予防、重度化防止の観点から、ケアマネジメントサービス提供の方向性を一致させていく会議の手法です。

また、地域ケア推進会議では、多職種でのケースの検討、事例の整理、アセスメント、説明等を行っていくことで、地域包括支援センター職員や介護支援専門員、サービス事業所の職員の資質の向上についても、会議の目的に含め、実施しています。

さらに、高齢者の個別課題や目標の検討を行いながら、地域の課題や不足する資源、開発すべき資源やサービスの把握、検討を行っています。

■地域ケア推進会議の開催数 (回)

	平成 29 年度
開催数	8

※平成 30 年 2 月末日までの累計

② 地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターの主催で実施しています。

地域ケア個別会議は、高齢者に関わる地域の関係者（担当ケアマネージャー、サービス提供事業者、自治会、民生委員、地域包括支援センター相談協力員、家族、警察、医療機関等）に参加していただき、主に処遇困難事例を中心に、高齢者の個別課題の検討を行っている会議で、関係者のネットワーク構築や生活支援に関することを協議するために開催しています。

■ 地域ケア個別会議の開催数

(回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
機能強化型地域包括支援センター緑風苑	7	8	6
地域包括支援センター壮幸会	1	0	1
地域包括支援センターまきば園	2	0	1
地域包括支援センターふぁみいゆ	3	2	1
合計	13	10	9

※平成 30 年 1 月末日までの累計

今後の方向性

地域ケアシステムの構築推進のために、介護予防、重度化防止の視点を踏まえながら、地域ケア推進会議は自立支援型地域ケア会議の手法で引き続き、開催していきます。また、会議を定例化し、継続的に実施していきます。

地域ケア個別会議については、地域の支援者のネットワークを構築できるように、継続的に実施します。

また、地域ケア推進会議及び地域ケア個別会議で検討した個別事例については、一定期間が経過した後、モニタリングを実施し、状況把握と支援内容の状況、目標に近づいているか等を確認し、支援方針や支援内容について再確認及び見直しを実施します。

市は、地域包括支援センターが適切に地域ケア個別会議を実施できるように指導するとともに、機能強化型地域包括支援センター緑風苑が、他の地域包括支援センターを後方支援していきます。

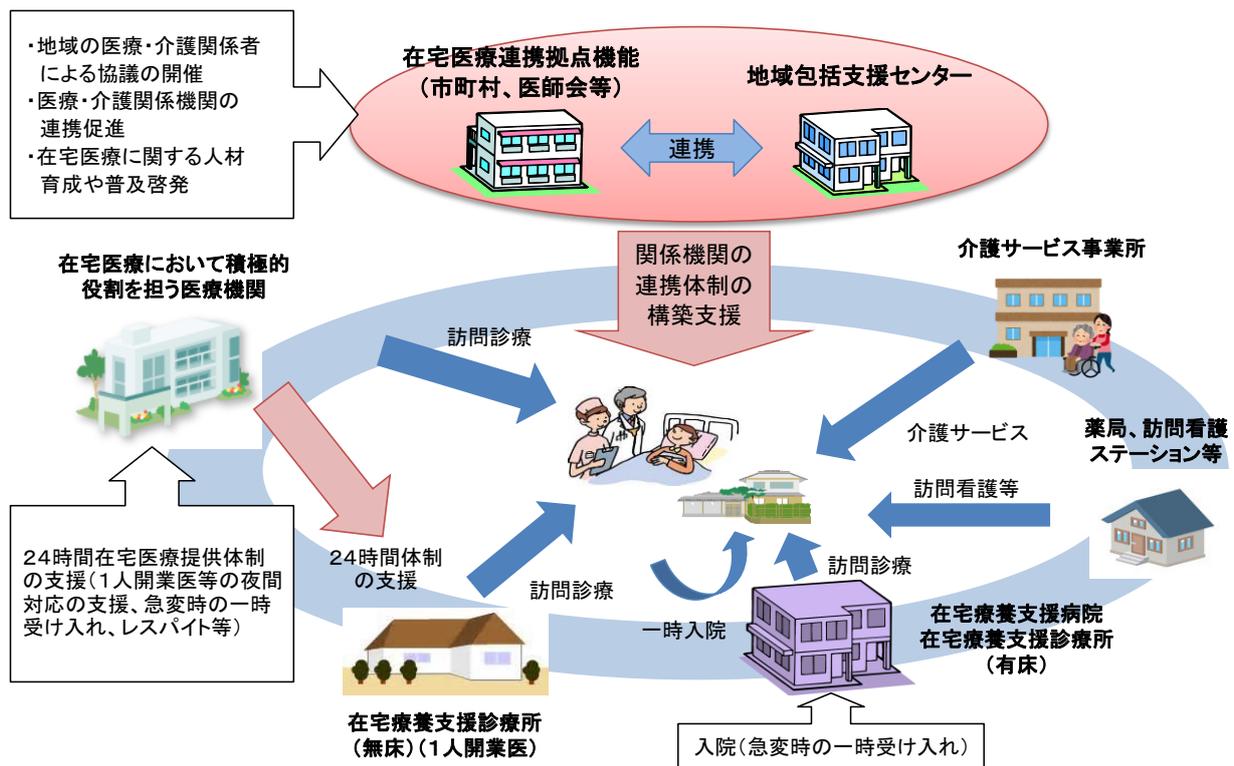
(ウ) 在宅医療・介護連携の推進

たとえ疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を継続していくことのできるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行います。

内閣府が平成24年に行った「高齢者の健康に関する意識調査」では、最後を迎えたい場所は、「自宅」が54.6%と半数以上である結果が出ています。このことから、在宅で最期の看取りができる体制づくりのためにも、在宅医療と介護が有機的に連携できるよう基盤整備を行っていきます。

市が中心となり、市医師会や市歯科医師会、各種介護事業所連絡会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の整備を図り、在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築に向け、連携における課題の解決のための協議や事業を展開しています。

■在宅医療・介護連携事業のイメージ



現 状

■在宅医療・介護連携推進事業の状況

在宅医療・介護連携推進事業	H27 年度～平成 29 年度の実施内容
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	事業所アンケートを実施。それにより事業所マップを市ホームページ上に作成。毎月 1 回、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）と打ち合わせを実施し、師会の状況を把握。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携推進に係る多職種合同意見交換会を 5 回実施済み。そこで、医療と介護の連携の課題や解決策等の検討、事例を用いて各職種の役割をお互いに認識した。平成 28 年 8 月には、医療、介護、行政、福祉関係の代表者で組織する在宅医療・介護連携推進協議会を発足。平成 29 年 9 月より協議会の下部組織として作業部会が発足。入退院調整、研修、患者情報共有、普及啓発についての課題と解決策の検討を開始。
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	平成 28 年 3 月に埼玉県医療整備課の在宅医療提供推進体制整備拠点市医師会に置かれた。平成 27 年 4 月に地域在宅歯科推進拠点も設置、稼動開始。平成 28 年 4 月から機能強化型地域包括支援センターを設置し、在宅医療と介護の連携における業務を一部委託。 推進協議会の作業部会で ICT を活用した情報共有や、入退院時調整等を検討開始。
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	埼玉県医療整備課による在宅医療提供体制充実支援事業による ICT 情報共有ツールを医師会が導入。行田市在宅医療・介護連携推進協議会で運用ルール等を設定。ICT の活用について、市主催で研修を実施。推進協議会の作業部会において、紙ベースでの共有シートの検討開始。
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	平成 28 年 3 月に埼玉県医療整備課の在宅医療提供推進体制整備拠点が市医師会に置かれた。平成 27 年 4 月に地域在宅歯科推進拠点も設置、稼動開始。平成 28 年 4 月から機能強化型地域包括支援センターを設置し、在宅医療と介護の連携における業務を一部委託
(カ) 医療・介護関係者の研修	在宅医療と介護の多職種合同意見交換会を 4 回実施し、その中で研修を行なった。 また、業種別の会議、ケアマネ会議等で、医療研修、地域包括ケアシステム等の研修を実施。平成 29 年 11 月に推進協議会主催の研修を実施。

(キ) 地域住民への普及啓発	行田市医師会主催の市民向けのフォーラムにおいて「地域包括ケア」をテーマとしたシンポジウム、講演を開催。市は後援。 市ホームページに在宅医療・介護連携推進事業のページを開設。地域包括ケアシステムについて、医療介護連携を含め、市報で特集として掲載。民生委員協議会に向け講義を実施。
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	利根圏域である加須市、羽生市と連絡会議を 1 回実施した。

① 行田市在宅医療・介護連携推進協議会

地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にするため、行田市在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、医療と介護の連携に関する様々な課題解決に関する協議を行っています。

■行田市在宅医療・介護連携推進協議会の状況 (回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催数	—	1	2

※平成 30 年 2 月末日までの累計

② 行田市在宅医療・介護連携推進協議会 作業部会

先述の行田市在宅医療・介護連携推進協議会で出された課題を具体的に解決していくために、平成 29 年度から作業部会を設置しています。

■行田市在宅医療・介護連携推進協議会 作業部会の状況 (回)

	入退院調整部会	研修部会	患者情報共有・ICT 部会	普及啓発部会
平成 29 年度	2	3	4	4

※平成 30 年 2 月末日までの累計

③ 行田市在宅医療支援センター（仮称）と機能強化型地域包括支援センター

埼玉県では、平成 27 年度から在宅医療や在宅療養における医療相談や支援の窓口として、「在宅医療連携推進拠点」を県内郡市医師会に委託し設置をしています。

平成 30 年度からは、この事業は市で実施している在宅医療・介護連携推進事業に引き継がれ、市が市医師会に委託し「（仮称）行田市在宅医療支援センター」として設置する予定です。

「（仮称）行田市在宅医療支援センター」では、医療、福祉の両方に精通したケアマネージャーの資格を持つ看護師等の専門職を配置し、高齢者本人、家族、地域包括支援センター職員等からの在宅における療養生活や医療、介護やその連携等に関する相談を受けます。それに加え、医療、介護関係者の研修の実施や在宅医療、介護に関し、市民への周知を図るための広報活動も実施します。

また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携調整や高齢者本人やその家族に対して地域の医療機関や介護事業所の紹介を行っていきます。

機能強化型地域包括支援センターにおいても、在宅医療の相談機能を設置しています。機能強化型地域包括支援センターでは主に介護事業関係者からの医療相談を受け、（仮称）行田市在宅医療支援センターへの連絡調整を行うとともに、地域包括支援センター間の在宅医療・介護連携に関する調整を行っていきます。

今後の方向性

今後は、在宅医療を担う医師をはじめとする在宅医の確保や居宅介護サービスの人材の確保も課題と考えられ、人材確保対策や人材不足を補う連携システムの工夫も必要となります。また、本事業において開発や導入された連携シートやツールの関係機関への普及、市民への普及・啓発が課題になると考えられます。

さらに、今後、この取組みには新たな課題が出てくるとも思われます。

そのため、在宅医療と介護の連携がさらに円滑になるよう、行田市在宅医療・介護連携推進協議会の議論を継続し、また、市医師会をはじめ各介護事業所連絡会とも綿密に連携し、様々な事業や取組みを行っていきます。

(エ) 認知症総合支援事業

高齢化の進展により、認知症の方は増加すると予測されており、平成24年には全国の認知症高齢者数が462万人と推計されており、平成37年には約700万人に達すると予測されています。

また、若くして認知症を発症する方も少なからずいることから、早期診断・早期対応により、高齢者だけでなく**第2号被保険者も含むすべての被保険者が**、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる支援体制を構築するため、行田市認知症総合支援事業実施要綱に基づき「認知症総合支援事業」を実施しています。

具体的には、認知症地域支援推進員^{※1}の配置や、認知症初期集中支援チーム^{※2}を設置し各種事業を展開しています。

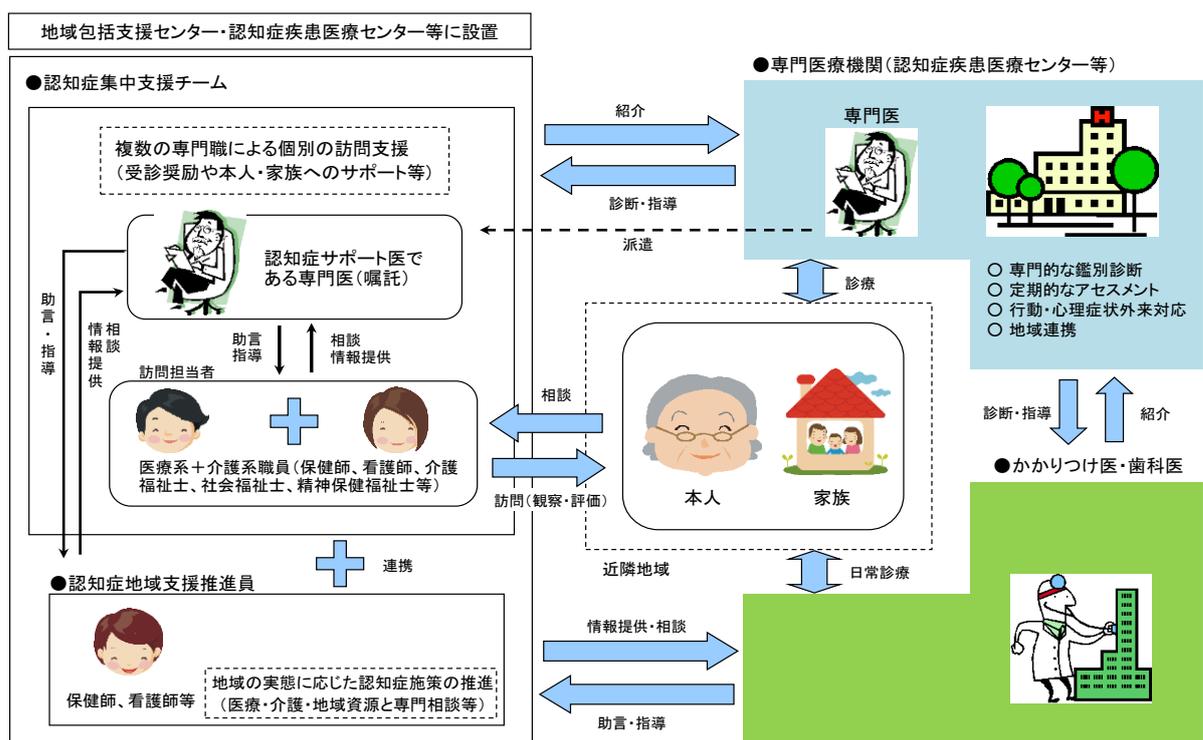
本市では、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」で掲げられた「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会」の早期実現を目指し、高齢者福祉施策や任意事業とも関連性を持たせながら積極的に推進していきます。

また、第2号被保険者に該当する若年性認知症や高次脳機能障害については、障害福祉分野と連携しながら、地域生活を支えていく相談支援体制を構築していきます。

※1 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けられるよう、医療機関やサービス事業所、地域の支援機関等をつなぐ連携支援や相談業務等を行う、専任の企画調整担当者

※2 認知症の疑われる人やその家族等を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う複数の専門職からなるチーム

■ 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について



現 状

① 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員は、認知症の方への支援施策を中心的に企画し、調整する専門員で、市高齢者福祉課及び機能強化型地域包括支援センターに配置しています。

また、それぞれに配置した認知症地域支援推進員は常に連携し、本市の認知症施策全体の推進を検討し、中心的に企画提案を行っています。

■ 認知症地域支援推進員の状況 (人)

	H27 年度	H28 年度	平成 29 年度
認知症地域支援推進員の配置状況	2	4	5

■ 認知症地域支援推進員会議の開催数 (回)

	H27 年度	H28 年度	平成 29 年度
開催数	-	7	7

※平成 29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

② 認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施しています。

■ 認知症初期集中支援事業の状況

	H27 年度	H28 年度	平成 29 年度
認知症初期集中支援チーム (チーム数)	-	1	1
認知症初期集中支援チーム対応件数	-	1	2

※H29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

③ その他の認知症支援事業

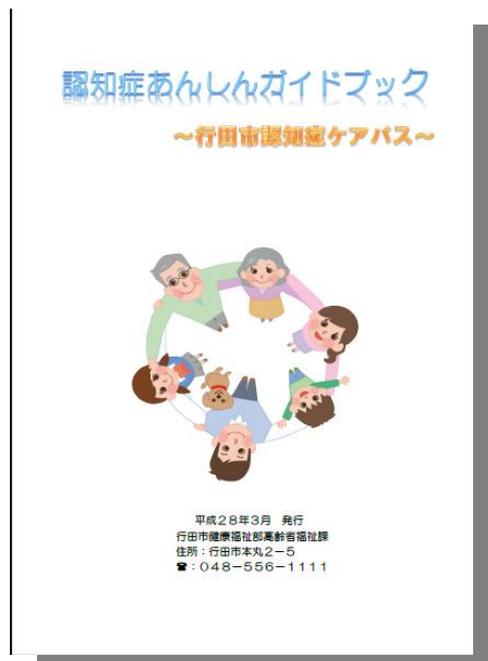
認知症の方のケア向上のための取組みを実施しています。

■ その他の事業の状況

	H27 年度	H28 年度	平成 29 年度
認知症相談（延べ人数）	3	4	1
認知症ケアパスの作成	作成済	改正	-

※H29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

【行田市認知症ケアパス：「認知症あんしんガイドブック」】



今後の方向性

認知症相談については、認知症初期集中支援事業と内容が重複していることから、今後は廃止とし、認知症初期集中支援事業を継続し、さらに充実させ、活用してきます。

今後も認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方のケア向上ために、埼玉県が設置している認知症疾患医療センターや障害福祉関係機関等、認知症ケア、さらには障害に
関係する機関や職種とのネットワーク構築をさらに推進し、認知症カフェに対する企画提案、認知症サポーター養成講座の開催提案等を行います。

また、認知症ケアに携わる多職種協働のための研修も検討していきます。

■認知症地域支援推進員の配置予定

(人)

	H30 年度	H31 年度	平成 32 年度
認知症地域支援推進員の配置予定	5	5	5

■認知症初期集中支援チームの設置予定

	H30 年度	H31 年度	平成 32 年度
認知症初期集中支援チーム (チーム数)	1	1	1

(オ) 生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加する中で、高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、地域やボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供が求められております。

こうした地域全体で多様な主体によるサービスの提供を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）^{※1}や協議体の設置等を行っておりますが、より地域に密着した支援体制の強化を図ることを目的に、日常生活圏域単位での生活支援コーディネーターや協議体の設置に努めます。

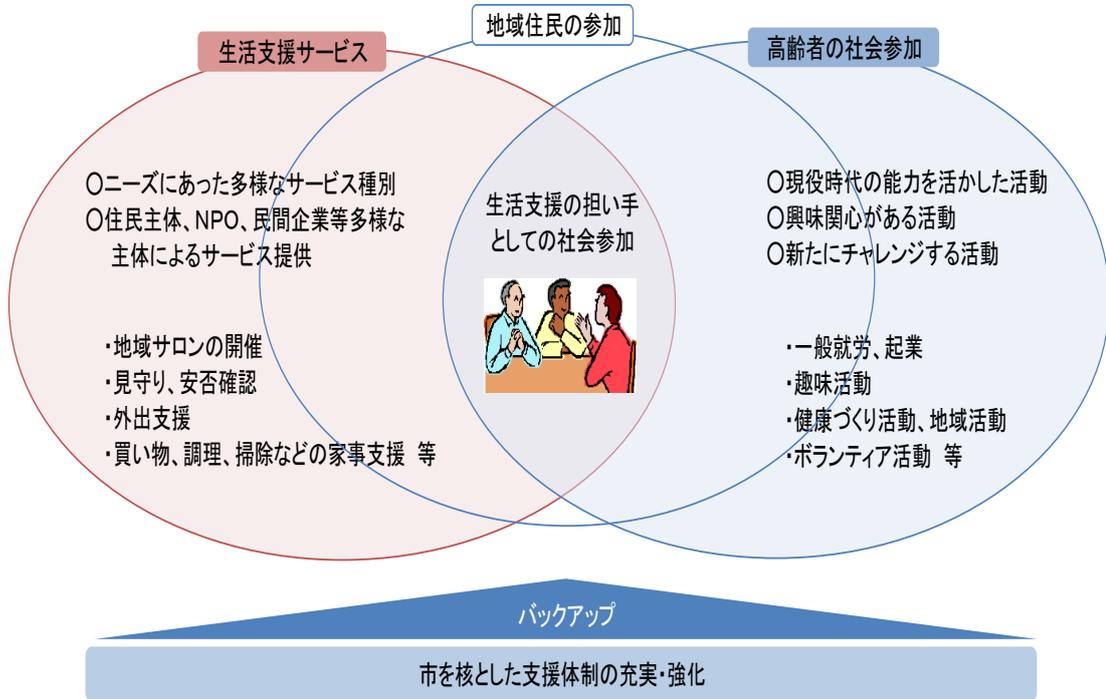
生活支援コーディネーターや協議体は、生活支援サービスを効果的に提供するために、既存のボランティア、NPO等を把握するだけでなく、新たな担い手の育成や生活支援のニーズの掘り起こしにより、生活支援ニーズと担い手とのマッチングを行います。

また、生活支援コーディネーターは、各地域や機関で実施されているボランティア養成についても把握を行い、生活支援ニーズとボランティア養成を繋ぐとともに、効率的なボランティア養成について、関係機関との調整を行い、生活支援ニーズと担い手のマッチングに活かします。

さらに、高齢者自らが社会的役割を持つことが、自身の生きがいや介護予防へとつながることから、高齢者の介護予防、社会参加の促進及び生活支援サービスの充実を一体的に捉え、意欲と能力のある高齢者が「支える側」に回れるような仕組みや体制も勘案しながら、実現に向けた取組みを段階的に推進していきます。

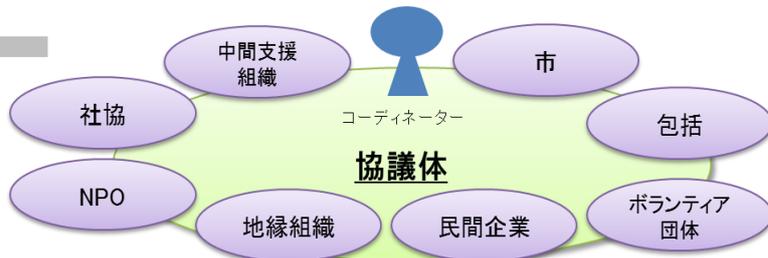
※1 地域の中で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築等）を果たす者

■生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加



■第1層、第2層のイメージ図

第1層 市全域



第2層 日常生活圏域



第2層 日常生活圏域



ウ 任意事業

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していけるよう、介護保険事業の運営の安定化を図りながら、被保険者及び要介護者を現に介護する方に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行うための事業です。

(ア) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護者を現に介護する方の支援のために必要となる事業を実施しています。

① 介護教室の開催

要介護状態の維持・改善を目的として、適切な介護知識や介護技術、外部サービスの利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護者を支援する事業です。

現状と課題

介護者や介護に関心のある方などに対し、適切な介護方法やサービス利用方法、介護に関する知識や対応方法、介護者の心身のリフレッシュ方法等を伝えるため、地域包括支援センターへの委託により教室を開催しています。

介護に関する知識や方法について、より多くの方々に伝えられるよう、教室の周知に努める必要があります。

■家族介護教室の実施状況

(回)

	H27年度	H28年度	H29年度
実施回数	7	8	7

※H29年度欄は平成30年2月末日現在

今後の方向性

正しい介護知識の伝達や介護者の心身のリフレッシュ等を行うことで、引き続き、介護者の支援に努めるとともに、教室の存在を広く周知することで、介護について悩みを抱える方はもとより、より多くの方々の参加を促進し、市民全体の理解や認識を高められるよう努めます。

② 徘徊高齢者等早期発見シールの配布

現状と課題

徘徊高齢者等の早期保護と事故の未然防止を図るとともに、徘徊高齢者等を在宅で介護する介護者またはその家族の精神的負担の軽減を図るため、靴やサンダル、杖などその他持ち物等に貼る反射シールの配布を行っています。

登録者の捜索に役立つほか、保護された時の身元確認と家族への連絡を速やかに行えるよう、登録者の情報は、行田警察署へ情報提供を行っています。

対象者だけでなく、地域で見守りを行っていただくためにも、サービスの更なる周知を行っていく必要があります。

■シール配布状況

(人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
配布人数	12	16	20

※H29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

今後の方向性

今後、高齢化の進展に伴い、認知症の方の増加が見込まれているため、引き続き、シールの配布及び周知を行うことで、徘徊高齢者等の早期保護と事故の未然防止、介護者の負担軽減に努めます。



③ 徘徊高齢者等位置探索サービス事業

現状と課題

徘徊高齢者の早期保護と安全確保を図るとともに、その介護者にかかる精神的負担の軽減に資するため、徘徊高齢者の現在位置を知らせる端末機器の貸与等を行っています。

徘徊高齢者等早期発見シールの交付事業も始まり、貸与件数の極めて少ない状況が続いておりますが、早期発見シールと併用することで、更なる安全確保が図られることから、今後もサービスの更なる周知が必要です。

■位置探索サービス事業の実施状況

(件)

	H27年度	H28年度	H29年度
GPS端末貸与数	0	1	1

※H29年度欄は平成30年2月末日現在

今後の方向性

より効率的・効果的に見守りを実施できるよう、対象者の意見等を取り入れながら、新たな機器導入の検討をしながら、利用者の増加を図り、徘徊高齢者等の問題に対して総合的な見地から、事業・サービスを推進していきます。

④ 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の方とその家族を支える認知症サポーターの養成を行うための事業です。

本市では、認知症に関する正しい知識や対応方法を学び、より多くの方に認知症の方とその家族を見守る応援者（認知症サポーター）となっただけできるよう、認知症サポーター養成講座を行っています。

現状と課題

厚生労働省の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」の一環として、認知症サポーター^{※1}を平成32年度までに1,200万人養成するとの目標が掲げられているとおり、全国でも講座が行われています。

本市においても、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、市内の介護事業所や公共施設等を利用し、認知症サポーター養成講座を定期的を開催するとともに、市民や民間事業所、企業等が講座を開催する際の支援を行っています。

認知症に対する市民の理解をさらに深め、市民全体での見守りの機運を高めるため、さらに多くのサポーターの養成を進める必要があります。

※1 認知症の方とその介護者を見守り、応援者となるため、認知症に関する正しい知識と理解を身に着けた一般市民

■認知症サポーター養成講座の開催状況

	H27年度	H28年度	H29年度
実施回数（回）	16	23	35
参加者数（人）	424	742	793

※H29年度欄は平成30年2月末日現在（市の主催、事業者等の主催を全て含む）

今後の方向性

認知症高齢者を地域全体で見守っていくため、引き続き、講座の開催を通じてサポーターの養成に努めるとともに、市民や民間事業所等に対し、講座の存在を周知しながら、その開催を支援していきます。

なお、認知症等による高齢者の徘徊が社会的な問題となっていることから、養成講座の開催にとどまらず、より早期に発見・保護を目指す仕組みとして、声かけに注目した新たな取組みの導入や養成したサポーターへの研修会等についても検討していきます。

■認知症サポーター養成講座の開催目標

	H30 年度	H31 年度	H32 年度
目標実施回数（回）	40	45	50
目標参加者数（人）	800	900	1,000

⑤ 要介護者等紙おむつ給付事業

現状と課題

在宅で40歳以上の行田市の介護保険に加入している要介護3以上の方に対し、紙おむつ及び尿取りパッドを給付し、本人及びその介護者の精神的、経済的負担等の軽減を図っています。

委託業者が宅配することに加え、紙おむつ等の種類も選択可能であり、さらに利用者の費用負担もないことから、受益者負担の観点からサービス内容の見直しを検討する必要があります。

■紙おむつ給付事業の実施状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利用登録者数（人）	179	299	287
支給総額（千円）	9,257	8,648	7,278

※H29年度欄は平成30年2月末日現在

今後の方向性

地域包括ケアシステムを構築する上で、在宅介護は欠くことのできない重要な要素でもあることから、引き続き、紙おむつ等の給付を行うことで、被介護者及び介護者の負担軽減に努めます。

また、持続可能な事業運営を確保するため、適正な受益者負担の導入や、利用対象者の見直しなど、適時・適切にサービス内容の見直しを図ります。

⑥ 認知症カフェ（オレンジカフェ）

現 状

認知症の方や家族、医療介護の専門職、地域住民、ボランティアなどが集まり介護に関する専門職への相談や情報交換、当事者同士の交流等を気軽に行える機会を確保するため、市内に認知症カフェ（オレンジカフェ）を設置しています。

■認知症カフェの実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度
実施回数（回）	2	3	45
参加者数（人）	34	36	604

※H29年度欄は平成30年2月末日現在

今後の方向性

今後も、認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して生活していくため、より地域に密着した認知症カフェにすべく、医療・介護分野をはじめとした各種団体とともに協力し、更なる設置を進めていきます。

また、そうした場があることを市民に把握してもらうため、チラシや認知症カフェマップの作製等を行うなど普及・啓発に努めます。

■認知症カフェの実施目標

	H30年度	H31年度	H32年度
実施回数（回）	90	120	130
参加者数（人）	1,300	1,800	2,000

(イ) その他の事業

成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、地域自立生活支援事業の4つの事業類型のほか、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業を実施することができます。

本市では、これらのうち、次に掲げる3事業を実施しています。

a 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の市申立て等を行う際に必要となる経費や、成年後見人等に支払う報酬について、低所得者に対し助成等の支援を行う事業です。

本市では、当該事業を実施するための予算を確保しているところですが、利用は極めて少ない状況です。今後、支援を行う必要が生じた際に迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き、予算の確保に努めます。

■成年後見制度市長申し立て状況及び利用支援事業状況 (件)

	H27年度	H28年度	H29年度
市長申し立て相談数	1	1	0
市長申し立て数	0	1	0
成年後見制度利用支援事業利用者数	0	1	0

※H29年度欄は平成30年2月末日現在

b 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具及び住宅改修に関する相談や助言、情報提供、連絡調整等を実施するとともに、住宅改修費の支給申請に係る書類を作成した場合と、ケアマネジャーが改修の内容及び必要性を記載した理由書を作成した場合の経費を助成する事業です。

本市では、当該事業を実施し、高齢者が在宅で生活を継続できるよう支援しています。

在宅での生活は、地域包括ケアシステムの構築を目指す上での基本であることから、要介護者等が、住み慣れた自宅で日常生活を営むことのできるよう、引き続き、支援を行います。

c 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を支援するための事業として、地域資源を活用したネットワーク形成に資するために行う事業です。

栄養改善の必要な高齢者に対し、配食の支援を活用して高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて市へ報告を行います。

① 高齢者等配食サービス事業

現 状

自ら食事の支度をすることが困難で、かつ、他の誰からも食事の提供を受けられない高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事を宅配することで、その健康保持を図るとともに、安否の確認等を行っています。

■配食サービス事業の実施状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利用登録者数(人)	148	140	127
給付総額 (千円)	9,436	8,918	7,448

※H29 年度欄は平成 30 年 2 月末日現在

今後の方向性

平成 30 年度に事業内容の見直しを行い、より効率的・効果的なサービスの実施を目指していきます。

在宅での生活は、地域包括ケアシステムの構築を目指す上での基本であることから、食事の援助を必要とする高齢者が、住み慣れた自宅で日常生活を営むことのできるよう、引き続き、サービスを実施していきます。

3 介護給付等費用適正化事業の推進

介護給付等について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証など、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施しています。

現 状

介護認定調査の状況に係る点検や、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検及び介護給付費通知を行うことで、介護給付等に要する費用の適正化に努めています。

■介護給付等費用適正化事業の実施状況 (件)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度
要介護認定調査の適正化	新規申請	994	857	817
	更新申請	1,965	1,950	1,388
	変更申請	259	424	383
ケアプランの点検		77	87	42
住宅改修の点検（施工後の現地確認）		0	0	0
医療情報との突合・縦覧点検		984	1,038	899
介護給付費の通知（年2回）		5,950	5,271	2,574

※H29年度欄はH30年2月末日現在（介護給付費の通知は、H30年3月にほぼ同数を発送予定）

今後の方向性

各種点検や通知等に係る実施回数の増加や、職員の業務遂行能力の向上を図ることで、より効率的・効果的な費用の適正化に努め、持続可能な介護保険制度の運営と、制度に対する市民の信頼確保へとつなげます。

4 人材の確保

本市では、介護人材の確保に向け、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等について国、県及び関係団体と連携して取り組んでいきます。

また、必要な介護サービスの提供を確保するため、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及・啓発活動等について国や県と連携して取り組んでいきます。

5 共生型サービスの実施

障害者が高齢になっても、使い慣れた事業所においてサービス利用を継続できる、また、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うということを目的として、高齢者と障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が平成 30 年度から介護保険と障害福祉両方の制度に新たに位置付けられます。

具体的には、介護保険事業所又は障害福祉サービス事業所のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくする特例を設け、両方の指定を受けた各事業所に、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどを提供していただくとするものです。

障害者がこれまで受けていたサービスの量・質の確保に留意し、また、地域のニーズを踏まえ、共生型サービスの提供を検討していきます。

6 重点事業と目標値

第7期計画期間内における、特に重点を置くべき事項及び目標値を掲載します。

■重点事業と目標値

重点事業	第7期期間終了までの目標又は目標値	関連掲載ページ
介護予防事業に取り組むことによる要介護認定率	・平成33年1月1日 目標値 14.5%	P13
いきいき・元気サポーターの登録者数	・平成32年度末時点 185名	P25
いきいきサロン事業	・平成32年度末時点 設置数 105か所 ・平成32年度末時点 参加者数 2,010人	P27
もの忘れ検診	・平成32年度受診者数 300人	P35
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・平成32年度延利用者数 216人	P80
小規模多機能型居宅介護	・平成32年度延利用者数 670人	P82
介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防事業参加者数	・介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業の参加率 概ね3割 参加率 = $\frac{\text{参加者実人数}}{\text{(第1号被保険者数 - 要介護認定者数)}}$	P91～98
機能強化型地域包括支援センターの継続指定	・指定数 1	P100～101
地域包括支援センターの適正な設置	・設置数 5	P102
地域ケア推進会議の開催頻度	・月1回開催	P109～110
在宅医療・介護連携推進事業	・在宅医の確保 ・行田市在宅医療・介護連携協議会及び作業部会の継続設置、開催 ・連携シートの開発及び普及、現場での活用	P111～114

	・在宅医療支援センター及び機能強化型地域包括支援センターの継続設置	
認知症総合支援事業	・認知症地域支援推進員数 5名 ・認知症初期集中支援チーム数 1チーム	P115～118
生活支援体制整備事業	・第1層協議体の継続設置及び開催 ・第2層又は第3層の協議体継続設置及び開催 ・生活支援コーディネーターによる地域資源の「見える化」を基にした生活支援サービスニーズと担い手のマッチング作業	P118～119
認知症サポーター養成講座	・第7期計画中の開催合計数 135回 ・第7期計画中のサポーター養成合計数 2,700名	P123～124
認知症カフェ	・平成32年度開催数 130回 ・平成32年度参加者数 2,000人	P125

前述した各種事業の取組み及び目標値等については、毎年度評価を行い、各関係機関との連携及び情報共有をしながら、継続して介護予防事業等に取り組んでいきます。

また、平成32年度には、最終評価を行い、第7期計画期間の取組みについて評価・検証をするとともに、今後の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に反映させていただきます。

なお、評価については、(仮称)行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画評価委員会に年1回諮るとともに、埼玉県へ報告します。

■要介護認定更新申請における二次判定結果の状態別割合

	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
軽度化	323	16.7%	381	19.7%	208	22.1%
維 持	1,034	53.6%	928	48.1%	453	48.1%
重度化	572	29.7%	621	32.2%	281	29.8%
計	1,929	100.0%	1,930	100.0%	942	100.0%

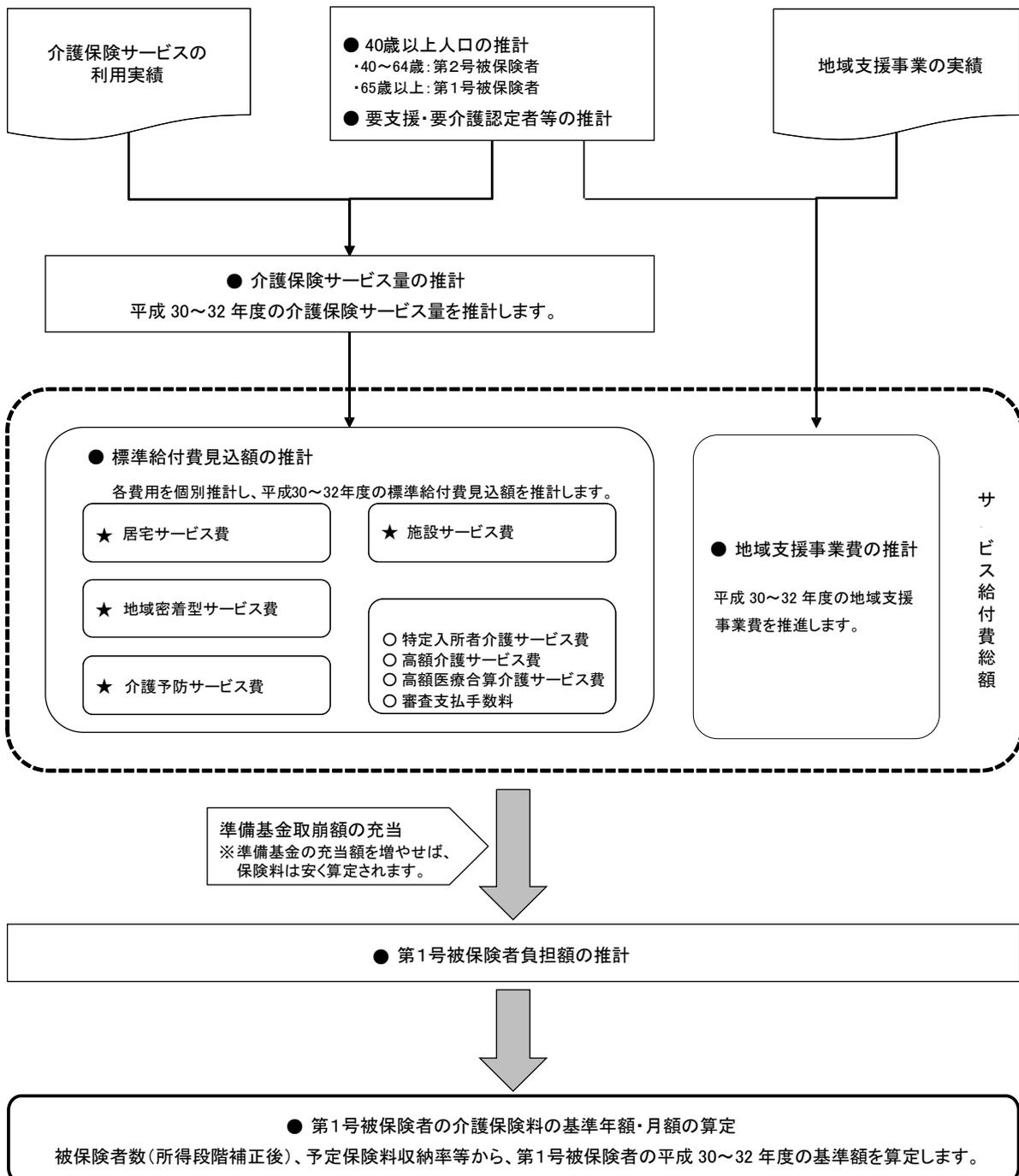
※各年度3月31日現在、平成29年度欄は平成29年11月末日までの申請件数

要介護状態の維持・改善等の状況を把握するため、要介護度の変化率を測定し、各取組みの効果検証の資料とします。

7 保険給付費等に係る費用の見込みと保険料の算定

介護保険サービス量の推計に基づく標準給付見込額及び地域支援事業費の見込額をサービス給付費総額として、第1号被保険者負担額を推計し、被保険者数と予定保険料収納率等から、第1号被保険者の介護保険料の基準年額・月額を算定します。

■第1号被保険者の介護保険料算定フロー



(1) 保険給付等の実績

平成 27～29 年度の保険給付及び地域支援事業に係る費用の実績は次のとおりです。

■介護給付の実績

(千円)

	H27年度		H28年度		H29年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
(1) 居宅サービス	2,446,920	2,322,816	2,374,333	2,271,250	2,453,236	2,382,052
① 訪問介護	190,331	174,023	198,216	165,871	205,934	168,846
② 訪問入浴介護	29,755	33,700	31,706	39,390	35,803	41,007
③ 訪問看護	37,217	47,170	38,432	67,152	37,940	79,481
④ 訪問リハビリテーション	25,231	25,344	29,192	27,482	31,169	26,423
⑤ 居宅療養管理指導	15,218	18,074	16,461	22,572	17,550	26,713
⑥ 通所介護	827,575	911,249	681,737	802,443	703,732	804,157
⑦ 通所リハビリテーション	221,856	211,915	222,537	202,760	221,868	201,323
⑧ 短期入所生活介護	557,528	483,985	591,943	497,466	619,085	568,785
⑨ 短期入所療養介護	49,394	53,026	55,429	65,527	60,039	54,798
⑩ 特定施設入居者生活介護	389,482	252,259	398,031	256,937	405,223	280,391
⑪ 福祉用具貸与	98,255	107,122	105,151	119,030	109,061	125,081
⑫ 特定福祉用具販売	5,078	4,949	5,498	4,620	5,832	5,047
(2) 地域密着型サービス	222,156	203,885	498,245	375,842	530,508	506,859
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,919	212	5,514	7,180	6,944	29,874
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	—	—	170,434	169,844	17,478	197,195
④ 認知症対応型通所介護	8,771	11,644	12,019	11,839	175,933	13,243
⑤ 小規模多機能型居宅介護	9,261	0	13,580	0	18,850	38,343
⑥ 認知症対応型共同生活介護	200,205	192,029	213,763	186,979	228,368	188,284
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	82,935	0	82,935	39,920
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
(3) 居宅住宅改修	27,671	15,946	31,031	17,040	33,358	14,522
(4) 居宅介護支援	232,454	258,716	235,571	277,789	233,722	277,091
(5) 施設サービス	1,760,241	1,815,394	1,956,286	1,868,722	2,155,687	1,950,700
① 介護老人福祉施設サービス	1,122,438	1,196,273	1,319,670	1,305,207	1,519,071	1,373,853
② 介護老人保健施設サービス	614,764	595,672	613,577	542,321	613,577	566,306

③ 介護療養型医療施設サービス	23,039	23,449	23,039	21,194	23,039	10,541
介護給付の総給付費	4,689,442	4,616,757	5,095,466	4,810,643	5,406,511	5,131,224

※H29年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

■ 予防給付の実績

(千円)

	H27年度		H28年度		H29年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
(1) 介護予防サービス	294,378	240,917	233,514	101,817	131,919	96,498
① 介護予防訪問介護	24,935	24,416	12,577	1,900	0	111
② 介護予防訪問入浴介護	272	8	313	0	337	0
③ 介護予防訪問看護	3,123	6,196	3,850	4,227	4,038	8,493
④ 介護予防訪問リハビリテーション	8,057	6,217	8,893	6,332	9,261	7,517
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	1,434	1,167	1,504	1,163	1,575	1,757
⑥ 介護予防通所介護	168,011	137,825	104,171	11,481	0	124
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	59,372	44,368	67,629	49,671	75,408	50,840
⑧ 介護予防短期入所生活介護	5,180	4,894	6,219	7,073	7,246	6,283
⑨ 介護予防短期入所療養介護	2,429	582	3,020	1,093	5,013	0
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	13,035	7,676	15,320	10,620	17,629	13,542
⑪ 介護予防福祉用具貸与	6,777	6,245	7,781	6,819	8,834	7,135
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	1,753	1,323	2,237	1,438	2,578	696
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,546	0	3,546	0	5,319	2,949
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	814
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	3,546	0	3,546	0	5,319	2,135
(3) 介護予防住宅改修	12,910	10,692	16,005	9,523	19,042	9,404
(4) 介護予防支援	34,095	34,797	35,901	16,465	37,019	13,621
予防給付の総給付費	344,929	286,406	288,966	127,805	193,299	122,472

※H29年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

■ 保険給付全体の実績

(千円)

	H27年度		H28年度		H29年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
居宅サービス	2,446,920	2,322,816	2,374,333	2,271,250	2,453,236	2,382,052
地域密着型サービス	222,156	203,885	498,245	375,842	530,508	506,859
居宅住宅改修	27,671	15,946	31,031	17,040	33,358	14,522
居宅介護支援	232,454	258,716	235,571	277,789	233,722	277,091
施設サービス	1,760,241	1,815,394	1,956,286	1,868,722	2,155,687	1,950,700
介護給付費計	4,689,442	4,616,757	5,095,466	4,810,643	5,406,511	5,131,224
介護予防サービス	294,378	240,917	233,514	101,817	131,919	96,498
地域密着型介護予防サービス	3,546	0	3,546	0	5,319	2,949
介護予防住宅改修	12,910	10,692	16,005	9,523	19,042	9,404
介護予防支援	34,095	34,797	35,901	16,465	37,019	13,621
予防給付費計	344,929	286,406	288,966	127,805	193,299	122,472
総給付費	5,034,371	4,903,163	5,384,432	4,938,448	5,599,810	5,253,696
特定入所者介護サービス費等給付額	264,430	255,204	287,379	256,054	305,325	254,730
高額介護サービス費等給付額	86,770	96,231	89,710	107,164	92,750	113,748
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,740	13,433	16,340	15,353	18,120	16,357
審査支払手数料	6,019	3,622	6,247	3,020	6,487	3,016
介護保険サービス事業費(標準給付額)	5,406,330	5,271,653	5,784,108	5,320,039	6,022,492	5,641,547

※H29年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

■地域支援事業費の実績

(千円)

	H27年度		H28年度		H29年度	
	見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績値
地域支援事業費	131,154	119,846	253,441	272,233	355,867	300,728
介護予防・日常生活支援総合事業費	25,250	15,364	166,671	171,705	263,182	196,615
包括的支援事業・任意事業費	105,904	104,482	86,770	100,528	92,685	104,113

※H29年度の実績値は、いずれも年度途中の実績を基に算出した値を計上しています。

※H28年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたため、介護予防・日常生活支援総合事業費のH27年度の見込値及び実績値は、介護予防事業費の見込値及び実績値となります。

(2) 第7期計画期間における保険給付等の見込み

第7期計画期間における保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込みは次のとおりです。

■介護給付の見込み

(千円)

	H30年度	H31年度	H32年度
(1) 居宅サービス	2,533,712	2,679,410	2,844,839
① 訪問介護	184,847	184,302	185,325
② 訪問入浴介護	41,609	47,931	54,953
③ 訪問看護	91,788	105,204	119,587
④ 訪問リハビリテーション	29,202	32,300	35,593
⑤ 居宅療養管理指導	29,435	31,068	32,944
⑥ 通所介護	829,334	848,082	863,612
⑦ 通所リハビリテーション	197,832	208,503	219,760
⑧ 短期入所生活介護	622,441	672,453	729,351
⑨ 短期入所療養介護	61,639	72,829	85,085
⑩ 特定施設入居者生活介護	306,233	326,986	356,945
⑪ 福祉用具貸与	133,563	143,513	154,671
⑫ 特定福祉用具販売	5,789	6,239	7,013
(2) 地域密着型サービス	585,450	650,374	765,664
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	50,437	51,129	51,829
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	216,524	244,301	272,391
④ 認知症対応型通所介護	14,649	21,327	29,021
⑤ 小規模多機能型居宅介護	44,673	68,304	141,316
⑥ 認知症対応型共同生活介護	190,419	196,535	202,329
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	68,748	68,778	68,778
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 居宅住宅改修	16,599	18,031	19,463
(4) 居宅介護支援	284,225	291,663	302,005
(5) 施設サービス	2,018,618	2,050,608	2,086,952
① 介護老人福祉施設サービス	1,443,387	1,475,119	1,511,463
② 介護老人保健施設サービス	563,932	564,185	564,185

③ 介護療養型医療施設サービス	11,299	11,304	11,304
介護給付の総給付費	5,438,604	5,690,086	6,018,923

■ 予防給付の見込み

(千円)

	H30年度	H31年度	H32年度
(1) 介護予防サービス	103,678	114,774	125,075
① 介護予防訪問介護	—	—	—
② 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③ 介護予防訪問看護	8,935	10,670	12,160
④ 介護予防訪問リハビリテーション	8,205	10,060	11,372
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	2,033	2,152	2,271
⑥ 介護予防通所介護	—	—	—
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	53,715	57,556	60,887
⑧ 介護予防短期入所生活介護	7,255	8,352	9,525
⑨ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	15,090	17,118	19,522
⑪ 介護予防福祉用具貸与	7,465	7,886	8,358
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	980	980	980
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,349	4,312	5,512
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	977	1,465	1,954
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	2,372	2,847	3,558
(3) 介護予防住宅改修	9,035	10,081	11,127
(4) 介護予防支援	13,244	13,249	13,248
予防給付の総給付費	129,306	142,416	154,962

■保険給付全体の見込み

(千円)

	H30年度	H31年度	H32年度
居宅サービス	2,533,712	2,679,410	2,844,839
地域密着型サービス	585,450	650,374	765,664
居宅住宅改修	16,599	18,031	19,463
居宅介護支援	284,225	291,663	302,005
施設サービス	2,018,618	2,050,608	2,086,952
介護給付費計	5,438,604	5,690,086	6,018,923
介護予防サービス	103,678	114,774	125,075
地域密着型介護予防サービス	3,349	4,312	5,512
介護予防住宅改修	9,035	10,081	11,127
介護予防支援	13,244	13,249	13,248
予防給付費計	129,306	142,416	154,962
総給付費	5,567,910	5,832,502	6,173,885
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△3,348	△5,400	△5,891
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	69,786	147,695
総給付費（一定以上所得者負担調整後）	5,564,562	5,896,888	6,315,689
特定入所者介護サービス費等給付額	270,560	277,371	284,353
高額介護サービス費等給付額	130,999	144,447	159,276
高額医療合算介護サービス費等給付額	18,677	20,545	22,599
審査支払手数料	3,205	3,300	3,399
介護保険サービス事業費（標準給付額）	5,988,003	6,342,551	6,785,316

■地域支援事業費の見込み

(千円)

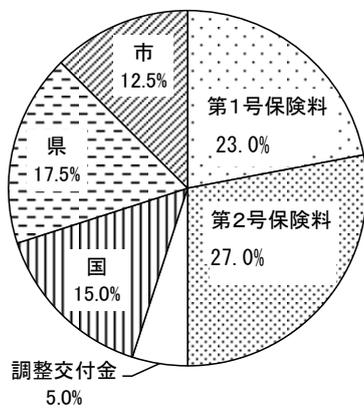
	H30年度	H31年度	H32年度	合 計
地域支援事業費	323,897	329,768	349,608	1,003,273
介護予防・日常生活支援総合事業費	205,205	209,612	211,050	625,867
包括的支援事業・任意事業費	118,692	120,156	138,558	377,406

(3) 保険料の算定

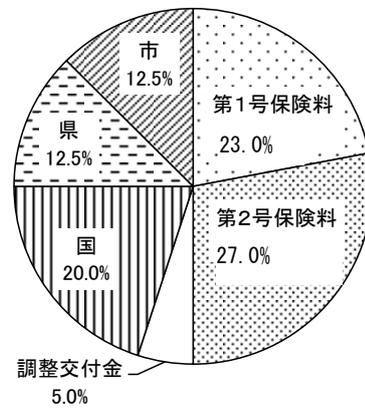
各事業の財源構成は下図のとおりです。「保険給付にかかる費用」と地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用」及び「包括的支援事業・任意事業にかかる費用」とでは、第2号保険料や調整交付金の有無が異なります。

市では、前頁の「標準給付費及び地域支援事業費の見込み」に基づき、第7期計画期間の第1号被保険者保険料の算定を行います。

■ 保険給付（施設分）にかかる費用

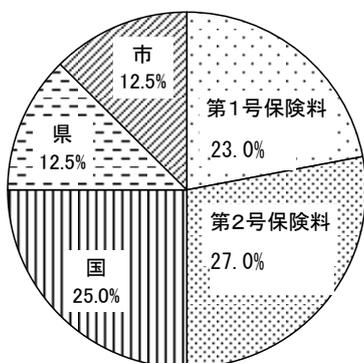


■ 保険給付（居宅分）にかかる費用

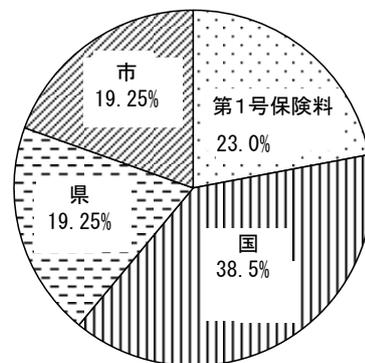


■ 地域支援事業

・ 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用



・ 包括的支援事業・任意事業にかかる費用



次表のとおり、第7期計画期間における第1号被保険者の保険料は、月額5,480円と算定されます。

■第1号被保険者の保険料算定

項 目	計 算	金 額
標準給付見込額 (A) うち H27 年度の標準給付見込額 (a ₁) うち H28 年度の標準給付見込額 (a ₂) うち H29 年度の標準給付見込額 (a ₃)	—	19,115,869,267 円 (5,988,002,692 円) (6,342,550,566 円) (6,785,316,009 円)
地域支援事業費 (B)	—	1,003,273,000 円
第1号被保険者負担分相当額 (C)	(A+B) × 23 %	4,627,402,721 円
調整交付金相当額 (D)	A × 5 %相当	987,086,813 円
調整交付金見込額 (E)	H30 年度 : a ₁ × 2.44% H31 年度 : a ₂ × 2.52% H32 年度 : a ₃ × 2.26% ※千円未満四捨五入	474,346,000 円
財政安定化基金拠出金見込額 (F)	(A+B) × 0.0 %	0 円
財政安定化基金償還金 (G)	—	0 円
準備基金取崩額 (H)	—	270,000,000 円
保険料収納必要額 (I)	C+D-E+F+G-H	4,870,143,534 円
予定保険料収納率 (J)	—	98.00%
被保険者数 (弾力化を実施した場合の所得階層別加入 割合補正後) (K)	—	75,470 人
保険料月額 (L)	I ÷ J ÷ K ÷ 12	5,480 円 ※10 円未満端数切捨
保険料年額 (M)	L × 12	65,760 円

■介護保険料額の経緯（月額基準額）

計画期間	行田市		埼玉県	
	基準月額	伸び率	基準月額	伸び率
第1期 (H12～H14)	680円 2,042円 2,723円	—	2,644円	—
第2期 (H15～H17)	2,723円	0.0%	2,859円	8.1%
第3期 (H18～H20)	3,340円	22.6%	3,577円	25.1%
第4期 (H21～H23)	4,020円	20.3%	3,720円	4.0%
第5期 (H24～H26)	4,630円	15.2%	4,506円	21.1%
第6期 (H27～H29)	4,970円	7.3%	4,835円	7.3%
第7期 (H30～H32)	5,480円	10.3%	5,058円	4.3%

計画の推進体制

- 1 計画の進行管理
- 2 関係機関との連携
- 3 地域密着型サービス運営委員会

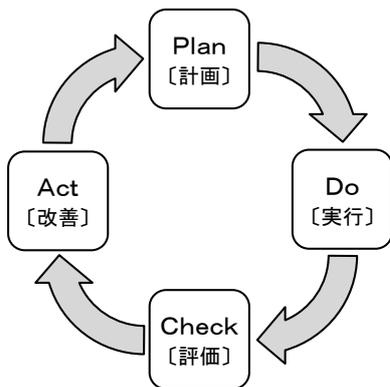
計画の推進体制

本計画で掲げた基本理念と基本目標を達成するため、関係機関はもとより、福祉・保健・医療関係者との間で、本市の現状と課題に対する共通認識を持つことにより、一体となって各施策の推進に努めます。

1 計画の進行管理

本計画に掲げた各種施策等の着実な推進を図るため、その進捗状況を常に把握しながら、点検・評価を継続的に行っていく必要があります。

P D C A サイクルに則り、計画の進捗管理を適切に行っていきます。



- ・ P l a n 【計画】
実績や将来の予測などをもとに計画を策定する。
- ・ D o 【実行】
計画に沿って施策を運営する。
- ・ C h e c k 【評価】
実施状況が計画に沿っているかどうかを確認する。
- ・ A c t 【改善】
実施が計画に沿っていない部分を調べて処置する。

2 関係機関との連携

平成 37 年までに、確実に地域包括ケアシステムを構築するため、福祉・保健・医療の関係機関及び関係団体との連携を深めながら、地域包括ケア体制の充実に向けた各種取組みを推進します。

3 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会における審議を通じて、地域密着型サービスの質の確保や事業評価、サービス事業者の指定など、各日常生活圏域において適切にサービスを提供できるよう、委員会の適正な運営に努めます。

資料編

- 1 策定經過
- 2 策定委員会要綱
- 3 策定委員会名簿

1 策定経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 6 月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施
平成 29 年 10 月 27 日	第 1 回策定委員会 (1) 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けて (2) 第 6 期計画の実績及び現状について (3) アンケート調査の概要について (4) 今後の予定について
平成 29 年 11 月 24 日	第 2 回策定委員会 (1) 計画の構成 (案) (2) 計画の基本理念と基本目標 (3) 日常生活圏域について (4) 高齢者保健福祉計画について
平成 29 年 12 月 22 日	第 3 回策定委員会 (1) 高齢者保健福祉計画について (2) 介護保険事業計画について
平成 30 年 2 月 2 日	第 4 回策定委員会 (1) 第 6 期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) について ・第 1 章 計画の策定に当たって ・第 2 章 高齢者保健福祉計画 ・第 3 章 介護保険事業計画
平成 30 年 2 月 7 日) 平成 30 年 3 月 9 日	市民意見募集 (パブリックコメント)
平成 30 年 3 月 16 日	第 5 回策定委員会 (1) 市民意見募集 (パブリックコメント) 結果について (2) 第 7 期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (案) について

2 策定委員会要綱

行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに当たり、行田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 行田市高齢者保健福祉計画の見直し及び作成に関すること。
- (2) 行田市介護保険事業計画の見直し及び作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表（公募の市民を含む）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の作成が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

3 策定委員会名簿

◎：委員長、○：副委員長

選出区分	氏名	所属	備考
学識経験者	○ 島田 ユミ子	行田市民生委員・児童委員連合会	会長
保健医療関係者	◎ 川島 治	行田市医師会	理事
	上杉 謙一郎	行田市歯科医師会	会長
	鹿山 高彦	行田市薬剤師会	会長
福祉関係者	溝上 俊亮	社会福祉法人 清幸会	本部事務長
	根岸 節子	社会福祉法人 隼人会	理事長兼施設長
	川嶋 博	社会医療法人 壮幸会	常務理事
	小河原 勝美	社会福祉法人 枚方療育園	施設長
	藤井 尚子	社会福祉法人 瑞穂会	施設長
	荻野 朋子	行田ケアセンターそよ風	介護支援専門員
被保険者代表者	尾澤 照男	行田市自治会連合会	副会長
	中村 洋子	行田市自治会女性部連絡会	会長
	内田 愛三郎	浮城シニアクラブ連合会	会長
	渡辺 国雄	公募による委員(第1号被保険者)	
	門井 秀子	公募による委員(第2号被保険者)	

行田市 高齢者いきいき安心元気プラン
第7期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行／行田市 発行日／平成30年3月

編集／行田市健康福祉部高齢者福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

TEL 048-556-1111 FAX 048-564-3770
